



# 新潟県公報

令和6(2024)年  
10月31日(木)  
号 外  
第 61 号

## 目 次

### 規 則

○建築基準法施行細則等の一部改正..... 1

## 規 則

### 新潟県規則第52号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月31日

新潟県知事 福田 富一

#### 建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(昭和33年新潟県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(工事の取りやめ等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 許可、認定又は確認(法第6条の2第1項(法第87条第1項、<u>第87条の4</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を除く。)を受ける前にその工事の計画を取りやめた場合は、取下げ届(別記様式第5号)を知事又は建築主事等に提出しなければならない。</p> <p>3 完了検査又は中間検査の申請後において、その工事の計画の変更(法第6条第1項(法第87条第1項、<u>第87条の4</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、当該申請を取り下げなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 前2項の規定は、<u>法第18条第20項</u>(法第87条第1項、<u>第87条の4</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第28項(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした場合について準用する。</p> <p>(定期報告を必要とする特定建築物及び特定建築設備等の指定等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第12条第1項又は第3項(これらの規定を法</p>	<p>(工事の取りやめ等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 許可、認定又は確認(法第6条の2第1項(法第87条第1項、<u>第87条の2</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を除く。)を受ける前にその工事の計画を取りやめた場合は、取下げ届(別記様式第5号)を知事又は建築主事等に提出しなければならない。</p> <p>3 完了検査又は中間検査の申請後において、その工事の計画の変更(法第6条第1項(法第87条第1項、<u>第87条の2</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、当該申請を取り下げなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 前2項の規定は、<u>法第18条第16項</u>(法第87条第1項、<u>第87条の2</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は<u>第19項</u>(法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした場合について準用する。</p> <p>(定期報告を必要とする特定建築物及び特定建築設備等の指定等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第12条第1項又は第3項(これらの規定を法</p>

第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期として規則第5条第1項、第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び前項第1号に掲げる小荷物専用昇降機については、前回の報告の日の属する月(初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月)に相当する1年ごとの月

(4)・(5) 略

4 略

(工事施工者の設定及び変更の届出)

**第29条** 申請者又は法第18条第2項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者は、規則第1条の3の規定による確認申請書又は規則第8条の2の規定による計画通知書に工事施工者を記載しなかった場合においては、工事着手までに工事施工者設定届(別記様式第3号)を建築主事等に提出しなければならない。

2 略

第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期として規則第5条第1項、第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び前項第1号に掲げる小荷物専用昇降機については、前回の報告の日の属する月(初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月)に相当する1年ごとの月

(4)・(5) 略

4 略

(工事施工者の設定及び変更の届出)

**第29条** 申請者又は法第18条第2項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者は、規則第1条の3の規定による確認申請書又は規則第8条の2の規定による計画通知書に工事施工者を記載しなかった場合においては、工事着手までに工事施工者設定届(別記様式第3号)を建築主事等に提出しなければならない。

2 略

別記様式第2号の3中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第9号中「第76条の3第1項」を「第76条の3第2項」に改める。

別記様式第14号中「(第30条関係)」を「(第31条関係)」に改める。

**第2条** 建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期報告を必要とする特定建築物及び特定建築設備等の指定等)</p> <p><b>第21条</b> 略</p> <p>2 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 小荷物専用昇降機で法第6条第1項第1号又は第2号<u>に</u>掲げる建築物に設けるもの(令第16条第3項第1号に掲げる昇降機を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(定期報告を必要とする特定建築物及び特定建築設備等の指定等)</p> <p><b>第21条</b> 略</p> <p>2 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 小荷物専用昇降機で法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設けるもの(令第16条第3項第1号に掲げる昇降機を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p>

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則)

**第3条** 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年栃木県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(認定しない旨の通知)  
**第5条** 知事は、法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)  
**第5条** 知事は、法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

**第4条** 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年栃木県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定しない旨の通知)  <b>第3条</b> 知事は、法第53条第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(認定しない旨の通知)  <b>第3条</b> 知事は、法第53条第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。</p>

**第5条** 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書等)  <b>第2条</b> 省令第41条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。                      (1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該書類                      (2)～(4) 略</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書等)  <b>第2条</b> 省令第41条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。                      (1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該書類                      (2)～(4) 略</p>

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

**第6条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年栃木県規則第29号）の一部を次のように改



増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物以外の建築物に係るものに限る。)を行う場合にあつては、省令第3条第1項の計画書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し

(2) 略

(省令第13条の軽微な変更に関する証明書の交付の申請)

**第3条** 建築主は、省令第13条の規定により、エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第5条(省令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更~~に該当していることを証する書面の交付を求めるときは、軽微変更該当証明申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。~~

#### 第4条 削除

(建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ)

**第5条** 法第11条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者又は法第12条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知した者は、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に当該提出し、又は通知した建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げ

増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物以外の建築物に係るものに限る。)を行う場合にあつては、省令第1条第1項の計画書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し

(2) 略

(省令第11条の軽微な変更に関する証明書の交付の申請)

**第3条** 建築主は、省令第11条の規定により、エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第3条(第7条第2項)において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更~~に該当していることを証する書面の交付を求めるときは、軽微変更該当証明申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。~~

(省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書)

**第4条** 省令第12条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価書であつて、知事が別に定めるものの交付を受けた場合にあつては、当該書類

(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類(建築物省エネルギー性能表示制度評価機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物エネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関であつて、知事が別に定めるものをいう。))が交付したものに限る。)の交付を受けた場合にあつては、当該書類

(3) 前2号に掲げる図書を省令第12条第1項の届出書に添付しない場合にあつては、建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容を明示した各種計算書

(4) その他知事が必要と認める図書

(建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ)

**第5条** 法第12条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者又は法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知した者は、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に当該提出し、又は通知した建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げ

ようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下申出書（別記様式第2号）により、その旨を知事に申し出なければならない。

（建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告）

**第6条** 建築主等は、法第15条第1項の規定により報告を求められた場合には、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第3号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出）

**第7条** 建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書（別記様式第4号）に法第11条第6項に規定する適合判定通知書を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

（省令第20条第1項の所管行政庁が必要と認める図書）

**第8条** 省令第20条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該書類

(2) 前号に掲げる図書を省令第20条第1項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）を行う場合にあつては、省令第20条第1項の申請書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し

(3) 略

ようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下申出書（別記様式第2号）により、その旨を知事に申し出なければならない。

（特定建築物等に係る報告）

**第6条** 建築主等は、法第17条第1項及び第21条第1項の規定により報告を求められた場合には、特定建築物等報告書

（別記様式第3号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出）

**第7条** 建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書（別記様式第4号）に法第12条第6項に規定する適合判定通知書を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

（省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書）

**第8条** 省令第23条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅品質確保法 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該書類

(2) 前号に掲げる図書を省令第23条第1項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）を行う場合にあつては、省令第23条第1項の申請書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し

(3) 略

**2** 前項の規定は、省令第7条第1項に規定する知事が必要と認める図書について準用する。この場合において、前項第1号中「第35条第1項第1号に掲げる基準」とあるのは、「第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」と読み替えるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知)

**第9条** 知事は、法第29条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないことを認めたととき、又は同条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第15項の規定による通知書(同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。))に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

**第10条** 法第30条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第3条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通を、知事に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)

**第11条** 法第29条第1項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下申出書(別記様式第5号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更への準用)

**第12条** 前3条の規定は、法第31条第1項の認定について準用する。この場合において、第9条中「法第29条第1項」とあるのは「法第31条第1項」と、「法第30条第1項各号」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第1項各号」と、「同条第4項」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第4項」と、第10条中「法第30条第2項」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第2項」と、前条中「法第29条第1項の規定による認定」とあるのは「法第31条第1項の規定による変更の認定」と読み替えるものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告)

**第13条** 略

(建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知)

**第9条** 知事は、法第34条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないことを認めたととき、又は同条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第15項の規定による通知書(同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。))に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

**第10条** 法第35条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第1条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通を、知事に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)

**第11条** 法第34条第1項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下申出書(別記様式第5号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更への準用)

**第12条** 第9条、第10条及び前条の規定は、法第36条第1項の認定について準用する。この場合において、第9条中「法第34条第1項」とあるのは「法第36条第1項」と、「法第35条第1項各号」とあるのは「法第36条第2項において準用する法第35条第1項各号」と、「同条第4項」とあるのは「法第36条第2項において準用する法第35条第4項」と、第10条中「法第35条第2項」とあるのは「法第36条第2項において準用する法第35条第2項」と、前条中「法第34条第1項の規定による認定」とあるのは「法第36条第1項の規定による変更の認定」と読み替えるものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告)

**第13条** 略

2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第32条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書（別記様式第7号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第37条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書（別記様式第7号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

（省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書）

**第15条** 省令第30条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。）の交付を受けた場合にあつては、当該書類

(2) 前号に掲げる図書を省令第30条第1項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）を行う場合にあつては、省令第30条第1項の申請書の正本及び当該正本に添える省令第1条第1項の表に掲げる図書の写し

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知）

**第16条** 知事は、法第41条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めるときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ）

**第17条** 法第41条第1項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下申出書（別記様式第9号）により、その旨を知事に申し出なければならない。

（基準適合認定建築物に係る報告）

**第18条** 法第41条第2項の認定を受けた者は、法第43条の規定により報告を求められた場合には、基準適合認定建築物報告書（別記様式第10号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

## 第15条 略

## 第19条 略

別記様式第1号中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に改める。

別記様式第3号中「特定建築物等報告書」を「建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書」に、「特定建築物等の」を「建築物の」に、

1 直近の適合判定通知書番号又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画受付番号	第 号	を
2 直近の適合判定通知書交付年月日又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出年月日	年 月 日	

1 直近の適合判定通知書番号	第 号	に
2 直近の適合判定通知書交付年月日	年 月 日	

改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号を削る。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第8条並びに附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定の施行前に同条の規定による改正前の建築基準法施行細則の規定により調製された諸用紙は、同条の規定の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
- 第8条の規定の施行前に同条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の規定により調製された諸用紙は、同条の規定の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(建築課)